



## Contents

巻頭言	P1
第61回社会福祉のフロンティア報告	P2
社会福祉セミナー参加記	P3
研究例会報告	P4
2025年度秋学期活動報告	P5
既刊図書紹介・編集後記	P6

### 巻頭言

## 社会保障への“怒り”はどこから来るのか？

大津 唯（埼玉大学大学院人文社会科学研究所准教授、本研究所特任研究員）

2024年10月の衆議院選挙と、それに続く2025年7月の参議院選挙では、減税や社会保険料の削減を訴える政党が若い世代の支持を集めて躍進し、注目を集めた。2025年10月には、自民党と日本維新の会の連立による高市政権が成立したが、その発足にあたって両党間で結ばれた連立合意書では、現役世代の社会保険料の負担軽減を最重要施策として掲げる日本維新の会の社会保障改革案が新政権の方針として大きく採り入れられた。

2026年2月の総選挙では、高市首相が率いる自民党が圧勝したが、消費税の減税や給付付き税額控除の導入といった新たな論点を加えつつも、現役世代の社会保険料の負担軽減を推し進めるという方向性は、大きく変わらないものと考えられる。

これに対し、社会保障の充実を主張する政党は軒並み退潮傾向にある。こうした政治情勢は一見すると、若い世代を中心に再分配や福祉に対する支持が低下しているように見受けられる。しかし、そのような見方は必ずしも正確ではない。

確かに、SNSを開けば社会保障に対する厳しい主張を探するのは難しくない。むしろ、不満や怒りの声で満ちあふれていると言っても過言ではないだろう。しかし、若年層全体の意識がそのような変わってしまったと考えるのは適切ではない。国際比較調査ISSPによれば、所得格差が大きすぎると考える人の割合や、分厚い中間層を理想とする人の割合は、1999年から2019年の20年間でほぼ横ばいである。

このような矛盾にも見える状況を、どのように理解するべきだろうか。その手がかりとなりそうなのが、橋本努・金澤悠介著『新しいリベラルー大規模調査から見えてきた「隠れた多数派」ー』（ちくま新書、2025年）である。同書によれば、年金・

医療・介護などの社会保障制度を重視する「従来型リベラル」に代わり、将来世代を重視して教育・子育て支援策の強化を望む「新しいリベラル」の考え方が若い世代を中心に広がっている。ところが、こうした考えを持つ人々に合致する主要政党はなく、これらの人々は教育・子育て支援に関する公約を吟味した結果、消極的に自民党や日本維新の会を支持しているのだという（2022年7月の参議院選挙後の社会調査に基づく）。

確かに、「全世代型社会保障」を掲げて高齢者支援を中心とする旧来の社会保障制度から子育て支援の重視へと実際に転換を図ってきたのは、2012年以降の自民党政権である（野党の政策を取り込んできた側面があるとしても）。既存の社会保障制度を重視する政党は、（革新リベラルといった自任とは裏腹に）もはや若い世代にとっては守旧的で保守的な存在だとみなされつつある。

もちろん、年金・医療・介護を中心とする従来の社会保障や福祉は引き続き重要である。世間には多くの誤解が広がっており、教育・広報を通して制度への正しい理解を促していく取り組みも強化されるべきである。

しかし、若い世代の社会保障制度への厳しい見方を、単なる制度への理解不足と断じて切り捨てるのは、決して適切ではない。若い世代の社会保障制度への不満の根底には、実質賃金が上がらないことや、仕事と出産・育児との両立の困難さ、養育費負担の増大など、生活上の実際的な課題に対して、既存の社会保障制度が十分に対応できていない現実がある。こうした課題に正面から向き合うことこそ、いま最も求められていることなのではないだろうか。

# 「ポスト申請主義」の社会福祉 ～アウトリーチに向けた新しい試み～

青木 尚人 (高崎健康福祉大学健康福祉学部講師、本研究所特任研究員)

2026年1月10日に第61回社会福祉のフロンティアが開催された。数多くの方が参加したこともあり、問題に対する関心の高さを感じさせる。以下では、全体の概要と感想を記す。最初に神橋一彦氏より、行政法学の知見から申請主義に関わる話題提供があった。非遡及主義を取っている立法が多く、給付の要件は発生したが給付期間を遡らない制度が多いことを指摘した上で、そのことに関わる永井訴訟について解説があった。制度的には職権型の給付制度を設けることは可能ではあるが、現実として技術的、資源的な問題などで困難が生じるため、行政側の工夫が求められると神橋氏は述べていた。

次に、横山北斗氏からはNPO法人Social Change Agencyでの取り組みをふまえて申請主義の問題点を話してもらった。横山氏は、権利の行使を支える施策がないという問題関心から取り組みを行っている。具体的にはICTを利用しながら行政と協働して制度を市民に周知する活動や、学校などで社会保障を知ってもらう取り組みである。横山氏は申請行為をなくすということではなく、申請意思の最終的な決定権は申請者にあると知ってもらうことを取り組みの中心に据えている。話の中では、アウトリーチとプッシュ型の情報提供と給付が扱われていた。横山氏によると、アウトリーチには侵襲性があるため、枠組みを整えた上での実施が求められ、権利を行使しないことを本人が決めることができる環境づくりが大切であるとのことである。

最後にデンマーク研究が専門の石黒暢氏から話題提供があった。デンマークでは予防的家庭訪問事業が行われており、高齢者を対象にアウトリーチの取り組みがある。電子政府戦略をデンマークは強力に進めており、公共サービスのデジタル化が進展している。デンマークでは1960年代からすでにマイナンバーが導入され、居住者に附番されている。このような特徴を有しているデンマークでは、一定年齢以上の高齢者に家庭訪問をすることになっている。予防的家庭訪問事業は、高齢者を訪問し、安心感や健康増進が目的になっている。オフラインのプッシュ型のアウトリーチを行うのが特徴である。デンマークでは、デジタル機能を用いてアウトリーチを行い、特定の利用者に対応するというシステムを導入している。

以上、3つの話をふまえて2つほど感想を記す。最初に、アウトリーチの取り組みをどこが中心となって行うかは大きな問題であると改めて気づいた。アウトリーチは侵襲性が高い行為になるため、この点に関してきちんとした枠組みを作る必要がある。もちろん、枠組みを作っても実際にどこが行うのかという問題も大きい。行政学でも官と民のパートナーシップについて研究が進んでいるため、研究成果を活用しながら官民が力を携えながら取り組みを行う必要性を感じた。

2つ目は、1つ目で述べた枠組みの話に関連するが、個人情報への厳しさをどのように考えるかである。行政が知り得たプライバシーなどの情報を協力機関に伝えることは色々な難しさがある。デンマークでは一定の条件を課しながらも行政がデータを活用して高齢者を把握してオフラインのアウトリーチに役立てている。もしも、官民協働という考え方を取るならば、知り得た情報をどのように活用するのかのルールの設定が必要になる。しかも、内部で利用するのか、外部で使うのかは全く異なる話であるので、個人情報の活用の見直しも含めて検討していくことが必要である。

日本における社会福祉制度は、それを把握した上で申請しないと利用することができない。制度を知った上で、真に利用しやすい形とはどのようなものか今後も議論を進めていくことが求められると感じた講演会だった。

「申請主義」が社会福祉のさまざまな領域に影響を与えるがゆえ、多様な関心をもつ参加者が集まった

立教大学社会福祉研究所主催 公開講演会  
第61回 社会福祉のフロンティア  
「ポスト申請主義」の社会福祉  
～アウトリーチに向けた新しい試み～

日時 2026年1月10日(土) 14:00～17:00  
会場 立教大学 池袋キャンパス マキムホール M202教室

日本では、生活保護制度をはじめとして、公的福祉では申請主義に基づいて給付がなされます。申請は手続きが複雑でハードルが高いために、制度を利用できない人がいます。これに対して、アウトリーチという方法によって、申請主義を乗り越える取り組みが試みられています。今回はソーシャルワーカーとして「ポスト申請主義」を提唱する横山北斗氏をお呼びします。日本における申請主義の問題点とそれを乗り越える必要性を、専門家の視点から語っていただきます。また、本学法学部教授で本研究所所長である神橋一彦氏には、行政法学の立場から、申請主義のあり方を検討する際に必要な点について講演していただきます。さらに、デンマークのアウトリーチ政策の一つである「予防的家庭訪問制度」を研究している大阪大学大学院教授の石黒暢氏を講師とし、海外の事例をお話いただきます。最後に、申請主義をどのように考えればいいのかも、クイズを含めてディスカッションします。

■講師 横山北斗氏 (NPO法人Social Change Agency(代表理事))  
石黒暢氏 (大阪大学大学院人文科学研究科教授)  
神橋一彦 (立教大学法学部教授、社会福祉研究所所長)

■司会 菅沼隆 (立教大学経済学部教授、社会福祉研究所長)  
■コーディネーター 青木尚人 (高崎健康福祉大学講師、社会福祉研究所特任研究員)

参加無料 事前登録制 申込締切 2026年1月9日(金) 正午  
学内、学外問わず、どなたでもご参加いただけます

問い合わせ先 立教大学社会福祉研究所 事務局  
03-3965-2663 r-fukushu@rikkyo.ac.jp 申込はこちら ▶ <https://rikkyo.ac.jp/teq/>

## 社会福祉セミナー参加記

## 「美濃部達吉『憲法講話』を輪読する」(全5回) 参加記

中島 正敬 (中島司法書士事務所司法書士・行政書士、本セミナー参加者)

日本近現代の古典をじっくり読むゼミナール。有意義でした。私としては、その出版前後の時代状況も含めて学びたく、参加しました。結果として、次の3点の学びがありました。1、科学としての法学。2、自由論。3、良心的兵役拒否。

1 美濃部の天皇機関説は、当時、批判を浴びました。当時の政府は、彼の著書を発禁処分とし、首相は、彼の説を「国体明徴声明」によって否定しました。戦後、そのような当時の状況に対する反省からか、「科学としての法学」を主張する学者たちが登場しました。宮沢俊義、川島武宜。「科学的な考え方」とは、「事実を認識し、それらの事実群に共通する法則を見出す」という方法論に基づく考え方であるようです。「ファクトチェック」が重要となっている現在、むしろ私が気になることは、その先にある「法則」言い換えれば「本質」を見出すことにまで、私たちの考えが及んでいるか、ということです。

2 このゼミで触れた知見によると、美濃部のいう自由論の趣旨は、次のとおりです。「ひとが自由でいる状態は、権利ではない。自由の侵害があつてはじめて、権利が発生する」。そのような自由論・権利論は、人間の集団において、絶えず自由の侵害が起こっていることを前提にしているでしょう。「社会に絶えず自由の侵害が起こっている状態」は、ホブズという「万人の万人に対する闘争状態」によく当てはまるでしょう。なお、「ひとが絶えず動いていること」も、同じく前提でしょう。やはり近現代社会における自由論・権利論の基礎には、「人は人にとって狼である」という人間観・社会観があるようです。「いや、人間には他者に共感する能力がある。その能力からすれば、そのような人間観は誤りである」。そう説くひともあります。ただ、「共感」の先には「合意」ひいては「契約」があります。ホブズ以降の思想家たちも、そのようなひとびとの能力に着目して、社会契約による国家形成を構想したのかもしれない。仮にそうだとすれば、現代日本において、国家が問題を抱え、その問題を解決できていない状況について、私

たちは何を「共感」「合意」「契約」できていないのでしょうか。

3 現代日本社会において「共感」「合意」「契約」ができていない状況は、アジア太平洋戦争前後の日本社会の状況に類似しています。そのような現状における、自分自身の身の処し方について、このゼミナールに参加する中で個人的に読んだ、鶴見俊輔『戦時期日本の精神史』(岩波現代文庫)から、得るものがありました。この著作には、戦時中に良心的兵役拒否をしたひとの紹介がありました。状況に対し、衝突もせず・協力もせず、自らの生き方を貫くその姿には、見習いたくなる魅力がありました。

なお、現代の状況と、当時の状況とには、違いもあります。現代における「国民」という「人間の集団」は、主に「消費者」が構成しているようです。その実際の有様は、養老孟司さんがいう「脳化社会」を超えて、「パソコンやスマホを通し、アタマは眼球だけで、カラダは指先だけで生きている存在」であるようです。この違いを手がかりに、過去の歴史から、未来が漠然とでも展望できるかもしれません。

以上、私がこのゼミナールから得た学びでした。このゼミナールを企画・運営して下さった方々、共に参加して下さいました方々に、御礼を申し上げます。

各回2時間のセミナーだったが、白熱した議論が終了時刻を越えて続くこともたびたびだった

立教大学社会福祉研究所主催 社会福祉セミナー

### 美濃部達吉『憲法講話』を輪読する(全5回)

事前申込制

本セミナーは、『憲法講話』を輪読する。著者は、憲法・行政法学者である美濃部達吉(1879~1949)が、『健全なる立憲思想』の普及を目指して、憲法法人論の発地から明治憲法について一語一語丁寧に体系的に論議した書である(初版1928年、改訂版1946年)。本書は明治憲法時代の著作ながら、平易な文章で知られているのみならず、現代の憲法理解に通じる重要な指摘が多くみられる。その他、日本の社会福祉制度の歴史を考ふる際にも、憲法制定下の法制史に際する知見も必須とされるだろう。その点について理解を深めることも期待できるなど、読者各々の多角的な興味関心に応ずるものと思われる。

日程	第1回	2025年 8月27日(金)	18:00~20:00
	第2回	2025年 7月25日(金)	18:00~20:00
	第3回	2025年 9月28日(金)	18:00~20:00
	第4回	2025年 10月24日(金)	18:00~20:00
	第5回	2025年 11月28日(金)	18:00~20:00

対象 学生、教職員、一般

受講料 学生 1,000円、一般・教職員 3,000円(全5回分)

講師 神徳 一彦  
立教大学法学部教授、立教大学社会福祉研究所所長  
一ノ瀬 啓也  
立教大学法学部憲法法律科、立教大学社会福祉研究所特別研究員

開催 ハイブリッド開催  
(池袋キャンパス12号館 第1・2会議室 [第2回のみ大川川記念館 第1・2会議室]+Zoom)

申込 定員30名  
申込はこちら⇒  
申込締切  
6/11(水) 正午

お問い合わせ先  
立教大学社会福祉研究所 事務局 f-fukshi@rikkyo.ac.jp

# 2025年度 研究例会報告

第3回(2025年12月5日開催)

## セツルメント論史の一考察 —マイノリティと住民主体を中心に—

山本 崇記 (立教大学社会学部教授、本研究所所員)

この度、新規所員として、社会福祉研究所にて初めての研究報告をさせていただきました。日本における「セツルメント運動」と「隣保事業(隣保館)」の歴史をたどりながら、今日の地域福祉やマイノリティ支援にどのような示唆があるのかを主眼にしました。セツルメント運動とは、19世紀末のイギリスで始まった取り組みで、知識人や学生が貧困層の多い地域に住み込み、住民と直接関わりながら生活改善や社会改革を目指した実践です。そこでは「人格的な関わり」や現場から学ぶ姿勢が重視されましたが、同時に、外部の人が地域を導くという性格も抱えていました。

日本では、このセツルメントの考え方が「隣保事業」と結びつき、独自の展開を遂げました。隣保事業は、本来、近隣同士が助け合う「隣保相扶」という日本的な相互扶助の思想と絡み合いながら広がってきました。しかし、その過程で国家や行政の枠組みに組み込まれやすくなり、住民の主体性よりも「教化」や「動員」の側面が前面に出る局面も生まれました。

戦後になると、社会福祉制度の整備が進む一方で、セツルメントのような住民密着型の実践は制度の中で十分に評価されず、公民館など別の制度に吸収されていきました。その結果、地域に入り込み、住民とともに課題を見つけ、解決していくという方法は、社会福祉の主流から見えにくくなっていきます。しかし、同和対策の拠点として設置・運営されてきた同和地区の隣保館は、差別の現実と直面する地域において、生活相談、学習支援、居場所づくりなどを担い、歴史的にも重要な役割を果たしてきました。

現在、貧困、孤立、差別、外国人住民の困難など、複合的な課題が地域に集中する中で、同和地区の隣保館は、歴史的な遺産にとどまらず、現代においても重要なレガシーとして現前しています。実際、生活困窮者支援、防災まちづくり、居場所づくり、差別解消や人権啓発など、地域のハブとしての役割を果たし続けている事例が各地に見られます。

重要なのは、こうした隣保館の実践を「過去の同和行政の名残」や「特定地域だけの特殊な施設」として片づけないことです。セツルメント運動の本来の精神は、住民自身が地域の担い手となり、支え合いの仕組みをつくっていくことにあります。専門職や支援者は主役ではなく、住民が主役となるための媒介役であるべきだという視点です。同和地区の隣保館は、この住民主体の実践を日本社会の中で、矛盾や制約を抱えながらも、最も長く、最も具体的な形で蓄積してきた場だと言えます。

本報告では、隣保館の歴史を「終わった制度」としてではなく、マイノリティ支援と地域福祉を結びつける実践知の集積として捉え直す必要性を示しました。セツルメントの思想と、同和地区隣保館の経験を接続し直すことは、排除されやすい人びとを包み込みながら、住民主体の地域社会を構想していくための、重要な手がかりになると考えられます。

第4回(2026年1月24日開催)

## 北欧のジェンダー平等をいかに 捉えるか

浅井 亜希

(東海大学文化社会学部北欧学科講師、本研究所特任研究員)

年に1度の総会の日に、研究例会で報告をさせていただきました。私は北欧学科で北欧5カ国のジェンダー平等をめぐる歴史、取り組み、課題について扱う授業を担当するなかで、北欧が共通性も多くありながらも多様な地域であることを、もっと研究を通して社会に紹介したいと考えています。本報告を通して、どの視点からまとめていけばいいかアドバイスをいただく機会となりました。

世界経済フォーラムによるジェンダー・ギャップ指数は、「経済」「教育」「健康」「政治」分野から男女格差を測定しており、北欧は毎年上位にランクインしています。アイスランドは2025年に16年連続第1位を記録し、その取り組みは注目されてきました。

北欧におけるジェンダー平等の取り組みについては、5カ国で大きく二つに分けられると考えます。アイスランドは世界初のいわゆるジェンダー平等賃金への制度化、政党におけるジェンダー・クォータ、ジェンダー平等を明記した憲法改正を行なっています。スウェーデンは、世界で初めて男性への育児休業取得を認めた歴史を持ち、世界初

のフェミニスト政府の実現、政党クオータの実施が自主的に行われています。ノルウェーは世界で初めて候補者を一定程度女性に割り当てるジェンダー・クオータを実施しヨーロッパの政党クオータの伝統を作り出したり、経済界におけるジェンダーのアンバランスを是正するための取締役クオータを導入しました。つまりこの3カ国は、ジェンダー・クオータや法制化という、積極的な取り組みが特徴づけられます。

他方、デンマークやフィンランドは、普遍的な人権の一つとしてジェンダー平等が捉えられており、ジェンダーに特化した制度化はあまり取り組まれていません。デンマークはEUからのジェンダー主流化の指令に従う形でジェンダー平等法が制定されたり、両親による育児休業の割当てが始まりました。フィンランドは世界で初めて国政で女性に完全な選挙権を与えた国として、国際ジェンダー平等賞を設けるなど世界にアピールする戦略が功を成しています。

北欧はジェンダー平等に関する先進国ですが、その背景にはAU PAIRビザによってフィリピン等からいわゆるメイドのような形で若い女性を自宅でベビーシッターとして受け入れてきた歴史があります。ノルウェーは2024年3月15日からはAU PAIRビザの発給を中止しましたが、北欧の女性が出産後もキャリアを継続させられる、仕事と子育てを両立できる一方で、グローバルな観点では女性を搾取してきたことは、今後さらに注目されるべき論点です。



## 2025年度秋学期 活動報告

### 公開講演会

◆ 2026年1月10日 対面開催 (立教大学池袋キャンパス)

### 第61回社会福祉のフロンティア 「ポスト申請主義」の社会福祉 ～アウトリーチに向けた新しい試み～

登壇：神橋 一彦 (立教大学法学部教授、本研究所副所長)  
横山 北斗氏 (NPO 法人 Social Change Agency 代表理事、社会福祉士)  
石黒 暢氏 (大阪大学大学院人文学研究科教授、デンマーク研究)  
菅沼 隆 (立教大学経済学部教授、本研究所所長)  
青木 尚人 (高崎健康福祉大学健康福祉学部講師、本研究所特任研究員)

### 社会福祉セミナー

◆ 2025年9月26日 (第3回)

◆ 2025年10月24日 (第4回)

◆ 2025年11月28日 (第5回)

### 美濃部達吉『憲法講話』を輪読する(全5回)

ハイブリッド開催 (立教大学池袋キャンパス+Zoom ミーティング)  
講師：神橋 一彦 (立教大学法学部教授、本研究所副所長)  
一ノ瀬 佳也 (立教大学法学部兼任講師、本研究所特任研究員)

### 研究例会

◆ 第3回 (2025年12月5日 オンライン開催)

### セツルメント論史の一考察 —マイノリティと住民主体を中心に—

報告：山本 崇記 (立教大学社会学部教授、本研究所所員)

◆ 第4回 (2026年1月24日 ハイブリッド開催)

### 北欧のジェンダー平等をいかに捉えるか

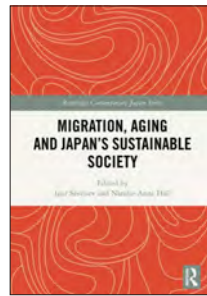
報告：浅井 亜希 (東海大学文化社会学部北欧学科講師、本研究所特任研究員)

## 既刊図書紹介



### 岩波講座 社会学 医療・ケア・障害

2025年3月 岩波書店  
深田耕一郎特任研究員が「障害者運動と社会学」を執筆



### Migration, Aging and Japan's Sustainable Society

2025年5月 Routledge  
伊藤尚子特任研究員がChapter 7を執筆



### 子どもが消えゆく国の転換

2025年6月 勁草書房  
首藤若菜所員が第3章を、田中聡一郎特任研究員が第4章を執筆



### 社会福祉を学ぶ50の扉 障害者福祉

2025年7月 法律文化社  
百瀬優特任研究員が「27 障害者の所得保障」を執筆



### 発達障がい・発達凸凹と不登校・ 学級不適応 —その理解と対応

2025年9月 かもがわ出版  
織田孝裕研究員（筆名：川場哲也）が第2部を担当



### 日本の「射精責任」論

2025年12月 太田出版  
菅野摂子特任研究員が第10章を執筆

## 編集後記

2025年度秋学期、社会福祉研究所では、第61回社会福祉のフロンティア「「ポスト申請主義」の社会福祉～アウトリーチに向けた新しい試み～」を、青木尚人特任研究員の企画により池袋キャンパスで開催しました。当日は、横山北斗氏（NPO法人Social Change Agency代表理事）、石黒暢氏（大阪大学大学院人文学研究科教授）、神橋一彦副所長にご講演いただきました。最後に、申請主義をどのように考えていけばよいのかについて、フロアも交えて活発な議論がなされ、盛況のうちに終了しました。

また、社会福祉セミナー「美濃部達吉『憲法講話』を輪読する」（全5回）を開催し、白熱した議論が展開されました。

さらに、研究例会を2回開催し、山本崇記所員および浅井亜希特任研究員より進行中の研究の一部をご報告いただきました。

2026年度も、社会福祉をめぐる課題をテーマとした公開講演会やセミナーを企画しております。ぜひ学内外を問わず多くの皆様にご参加いただきたく存じます。引き続き、社会福祉研究所の取り組みにあたたかいご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

（菅森）

立教社会福祉ニュース 第63号 2026年3月31日発行

〒171-8501 東京都豊島区西池袋3-34-1 立教大学社会福祉研究所 Tel 03-3985-2663 Fax 03-3985-0279

E-mail r-fukushi@rikkyo.ac.jp HP <https://www.rikkyo.ac.jp/research/institute/isw/>

発行責任者：菅沼隆（社会福祉研究所所長） 編集：菅森、齋藤 制作・印刷：（有）サムクイック